

平成22年 3月18日

警 察 庁

警察庁専用部分の警備業務を中央合同庁舎第2号館に係る民間競争入札の対象とするに当たって検討を要する事項

1 仕様の階層化による切り分け

警察庁専用部分の警備業務については、他の部分の警備業務とは別の仕様を設けることとし、当該仕様には、警察庁が必要とする事項として、次のような事項を盛り込むこととする。

行政職(二)の守衛と連携を密にする必要があることから、警察庁専用部分の警備業務に従事する警備員を固定化し、配置にあたっては、警察庁の事前承認を受けるものとする。

暴力団構成員など、警察庁が不適格と認める警備員については、交代させることができるものとする。

警察庁専用部分の警備業務に従事する統括責任者を配置し、警察庁独自の指揮系統を構築するものとする。

2 契約の変更・解除

落札業者が、暴力団関連企業などの警察の取締り対象であり、警備業務を請負うことが不適格であると警察庁が判断した場合には、警察庁専用部分の警備業務につき、契約の変更又は契約解除及び別業者との契約を可能とする。

3 契約の方法

警察庁専用部分の詳細な警備体制や具体的な配置場所・配置時間帯、庁舎内の図面については、落札業者のみに開示するものとし、入札参加者に対し事前に開示しないこととする。



契 約 書

警察庁（以下「甲」という。）と、テイケイ株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり中央合同庁舎第2号館（警察庁専用部分及び同第2号館に点在する警察庁利用部分（以下「警察庁庁舎」という。））の警備業務契約を締結する。

- 1 契約事項 中央合同庁舎第2号館（警察庁庁舎）の警備業務契約
- 2 契約金額 ￥52,920,000.-（契約期間中の警備料金の合計）
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ￥2,520,000.-
「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。
- 3 契約期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- 4 履行場所 中央合同庁舎第2号館（警察庁庁舎）
（東京都千代田区霞が関2丁目1番2号）
- 5 契約保証金 徴収免除

（目的）

第1条 乙は、この契約に定める条件に従い、中央合同庁舎第2号館（警察庁庁舎）の警備業務（以下「警備業務」という。）を請け負い、甲はその対価として第3条の警備料金を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第2条 乙は、この契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、表記契約保証金を現金又は国債をもって契約締結の際、甲に納めなければならない。

（業務の内容）

第3条 本契約により乙が行う警備業務の内容、方法等については、本契約書によるほか別に定める仕様書によるものとする。

（月額料金）

第4条 月額警備料金は、別紙1「月額料金表」のとおりとする。

（料金の改定）

第5条 物価の変動その他の理由により料金を改定しようとする場合は3箇月前の事前の通知により、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

（経費の負担）

第6条 警備業務実施のために必要な制服、制帽等は乙の負担とする。

2 施設、物品等については、以下のものを除き、乙が負担するものとする。

(1) 警備員の控室

(2) 更衣室ロッカー、机、椅子

(3) 警備業務実施のために必要な電気、ガス、水道

(服務等)

第7条 乙は、警備業務の実施に当たっては甲の指定する職員の指示に従い、常に善良な管理者の注意をもってこれを行うものとする。

2 乙は、警備員の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切の責任を負うものとする。

3 乙は、警備業務実施にあたっては責任者を定め、予め甲に通知するものとする。

4 甲は、乙の警備員を不相当と認めた場合は、乙に対し警備員の交替を求めることができる。

(監督)

第8条 甲は本契約の履行に際し、甲の指定する職員をもって監督に当たらせることができる。

(検査)

第9条 乙は、毎日警備業務の終了後、速やかに甲に報告し、甲の指定する検査職員の検査を受けるものとする。

(料金の請求)

第10条 乙は、毎月の警備業務の終了後、履行報告書を提出するものとする。また、前条の規定による検査を受けた後、別紙1「月額料金表」に定める金額を甲に請求するものとする。

(料金の支払)

第11条 甲は、前条に定めるところにより、乙の適法な請求書を受理した日から、30日以内（以下「約定期間」という。）にその対価を乙に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第12条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、前条第2項に規定する約定期間に警備業務代金を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払いの日までの日数に応じ、請求金額に対して年3.6パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払いをしないことが天災地変等のやむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利

息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第13条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）、又は信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社（以下「信託会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関、特定目的会社又は信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し次の各号の定めを同意、又は遵守させる義務を負う。

一 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減できる権利を保留する。

二 丙は、譲渡対象債権を第一項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。

三 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、支出に関する事務を予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

(契約の解除及び違約金)

第14条 甲は、自己の都合によりこの契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、第6号による契約の解除を除き、違約金として解除部分の契約金額の100分の10に相当する金額を乙より徴収することができる。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当し、その金額が違約金に満たないときはその不足分を乙より徴収する。

(1) 乙がこの契約の解除を申し出た場合

(2) 乙に、以下の事由が生じた場合

① 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合

② 手形、小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社整理、会社更生手続等の申立を受け、若しくは自ら申し立てた場合

③ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合

(3) 乙が契約を完全に履行する見込みがないと甲が認めた場合

(4) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合

(5) 前各号のほか、乙がこの契約条項に違反した場合

(6) 乙が第15条の各号に該当する場合

3 甲は、前項第(1)号及び第(3)号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めるときは、違約金の徴収を免除することができる。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

第15条 甲は、前条第2項に規定する違約金のほか、乙が次の各号に該当する場合、違約金（損害賠償額の予定）として契約金額の100分の10に相当する金額を乙より徴収する。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。次号において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定した場合

(2) この契約に関し、乙（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定した場合

(損害賠償)

第16条 乙は、警備業務を遂行するについて、乙の責めに帰すべき理由により甲に損害を与えた場合には、乙に対し、第14条第2項及び第15条の違約金とは別にその損害を賠償させることができる。

2 乙は、契約を履行するにあたり第三者に損害を与えた場合は、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

3 乙は、この契約を誠実に履行している途中において、第13条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日より30日以内に、甲にその損害を請求することができる。ただし、甲が乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。

4 甲は、前項の請求を受けた場合、損害額の確認があるものに限りその損害を賠償することができる。

(一括委任又は一括下請の禁止)

第17条 乙は、本件業務の全部又は大部分を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の書面による事前の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 甲は、乙に対し下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(秘密の保持)

第18条 乙は、この契約の遂行上知り得た、国又は国の職員に関する事項を他に漏らしてはならない。

(管轄裁判所)

第19条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、東京地方裁判所のみとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第20条 この契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(特記事項)

第21条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

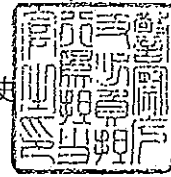
2 本契約書本文と、本契約書に添付された仕様書、特記事項が抵触する場合は、仕様書、特記事項が優先する。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成21年4月 1日
平成 年 月 日

甲 支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官

藤本 隆史



乙 東京都新宿区新宿5丁目17番17号

テイケイ株式会社

代表取締役 高花 豊



月 額 料 金 表

(単位:円)

期 間	金額	消費税	合計
平成21年4月1日 ~ 平成21年4月30日	4,200,000	210,000	4,410,000
平成21年5月1日 ~ 平成21年5月31日	4,200,000	210,000	4,410,000
平成21年6月1日 ~ 平成21年6月30日	4,200,000	210,000	4,410,000
平成21年7月1日 ~ 平成21年7月31日	4,200,000	210,000	4,410,000
平成21年8月1日 ~ 平成21年8月31日	4,200,000	210,000	4,410,000
平成21年9月1日 ~ 平成21年9月30日	4,200,000	210,000	4,410,000
平成21年10月1日 ~ 平成21年10月31日	4,200,000	210,000	4,410,000
平成21年11月1日 ~ 平成21年11月30日	4,200,000	210,000	4,410,000
平成21年12月1日 ~ 平成21年12月31日	4,200,000	210,000	4,410,000
平成22年1月1日 ~ 平成22年1月31日	4,200,000	210,000	4,410,000
平成22年2月1日 ~ 平成22年2月28日	4,200,000	210,000	4,410,000
平成22年3月1日 ~ 平成22年3月31日	4,200,000	210,000	4,410,000
合 計	50,400,000	2,520,000	52,920,000

中央合同庁舎第2号館（警察庁専用部分及び同第2号館に点在する警察庁利用部分(以下「警察庁庁舎」という。))の警備業務仕様書

1 契約件名

中央合同庁舎第2号館（警察庁庁舎）の警備

2 警備対象物件

東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

中央合同庁舎第2号館（警察庁庁舎）

3 警備目的

警察庁庁舎の警備、秩序の維持及び安全保持に努め、行政の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

4 警備業務の内容

- (1) 中央合同庁舎第2号館2階警察庁出入口の立番・受付・対応業務
- (2) 中央合同庁舎第2号館（警察庁庁舎）の廊下等の巡回業務
- (3) 庁舎内への不法侵入者の監視、報告、制止又は阻止、確保
- (4) 庁舎内の不審者、不審物の発見及び火災、盗難、その他の事故の予防、早期発見並びに応急措置
- (5) 庁舎内に許可なく立ち入ろうとする者への対応・説明・制止
- (6) 地下2階駐車場の立番及び監視業務
- (7) その他警察庁庁舎の警備に必要な業務

5 警備時間・体制

警備時間及び体制については、別に請負者に指定するところによるものとし、請負者が雇用し1年間を通して勤務する警備員(アルバイトを除く)により行うものとする。

なお、特定の警備員が休憩、休息、仮眠等している場合にあっても、他の警備員を警備業務に従事させ、常態として警備を確保すること。

6 勤務予定表の提出

請負者は、別に請負者に連絡する警備計画書に基づき、翌月に勤務する常駐警備員の勤務予定表を提出すること。

7 警備員の資格等

- (1) 警備員は、警備実務経験3年以上で警備業法法定講習を修了していること。
- (2) 警備員は、年齢が原則60歳以下の身体強健な男子で、警備業務に支障のない者

とすること。(警備員の年齢構成は、業務に支障がないようバランスのとれたものになるようにすること。)

- (3) 警備業務に従事させる警備員については、あらかじめ警察庁担当者に経歴書及び写真を提出し、承認を受けるものとする。
- (4) 庁舎の警備業務の円滑な運営を図るため、警備員のうち1名を統括責任者として指名し、統括責任者が不在の時には、副統括責任者を指名して、警備員を指揮監督させるものとする。
また、責任者が不在となることのないようにするとともに、同勤の警備員及び引き継ぎを受ける警備員は、必要事項を徹底させるものとする。
- (5) 統括責任者及び副統括責任者は、それにふさわしい教養及び見識のある者とし、5年(副統括責任者は3年以上)以上監督者としての経験を有し、また、「警備員指導教育責任者資格証」を保有している者とする。
- (6) 新規配属の警備員に対しては、現場において7日以上研修教育を受けさせるものとする。
- (7) 請負者は、警備員の労働条件等において、労働基準法その他の関係諸法規を遵守するよう、労働管理について細心の注意を払うものとする。
- (8) 警備員については、常に容姿を正しく規律を遵守し、お互いに協力して勤務時間及び注意力の全てを警備業務のために使い、警備業務の万全を期させるものとする。

8. 警備員の服装及び装備等

警備員の服装及び装備品等については、警察庁通行証を身につけるほか、請負者が定める次のものを使用するものとする。

- (1) 制服、制帽、ネームプレート
- (2) 警笛、警戒棒、無線機その他の連絡用機器、照明器具
- (3) その他警備上必要な装備

9. 受付業務

来庁者及び電話対応については、言語動作に十分注意し、親切丁寧な対応で品位の保持に努めるとともに、常に注意を払い、用件・用務先等を尋ねて不審者でないことを確認の上入庁させるほか、工事等による関係者の入庁については、作業届等により確実に確認させるようにすること。

10. 巡回業務

- (1) 守衛室を本拠地とし、全般にわたる保安管理に当たり、別に請負者に指定する方法により、定時又は随時巡回するなど、必要な巡回警備を行わせるものとする。
- (2) 巡回経路については、請負者に別途指定するものとする。
- (3) 巡回時においては、廊下等の庁内共用部に放置されている物品を確認・記録し、所有者が明確な場合は撤去を要請するなど、放置物品の防止に努めさせるものとする。

11 報告等

- (1) 統括責任者あるいは副統括責任者（以下「責任者」という。）は、毎日、警備員が記録した警備状況等を確認し、請負者に別に指定するところにより、守衛長に提出させること。
- (2) 警備員は、警備業務遂行中に異常又は事故を発見した場合、指定するところにより、速やかに責任者又は警察庁会計課担当者に連絡させるとともに、事案等の内容に応じて最も適切な措置を講じさせること。
- (3) 警備員においては拾得物や遺失物の発見又は届出を受けた場合は、別に定める様式に必要事項を記録し、守衛長に提出させること。
- (4) 請負者は、毎月初日に前月の業務の完了報告を行うこと。
- (5) 請負者は、変更になった場合に速やかに交替できるよう、業務引継書を作成するものとする。

12 緊急事態発生時

緊急事態が発生した場合は、速やかに臨機の措置を講ずるとともに、責任者には、守衛長又は警察庁会計課担当者に連絡させ、事態に応じた処理についての協議を行わせるようにすること。また、夜間等、守衛長と連絡が取れない場合には、予め指定された緊急連絡先に連絡し、事態に応じた処置についての協議を行わせること。

13 立入制限

12に示す緊急事態発生時を除き、許可なく執務室等の巡回等に関係のない場所に立ち入ることが出来ないことを徹底すること。

14 警備用機器の管理

庁舎内に設置されている警備用機器を適切に管理・運用すること。

警備用機器に障害が発生したときは、速やかに責任者に報告させ、責任者は守衛長に処置についての協議を行わせること。

15 秘密の保持に関する事項

請負者は、代理人、警備員に対しても業務上知りえた事項について、他に漏らすことのないよう、一切の責任を負うこと。

16 その他

この仕様書に定めのない事項、仕様書、実施方法等に疑義が生じた場合については、関係法規に基づくほか、警察庁会計課との協議によるものとする。